各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり、令和5年4月20日付け5教参学第2号で、 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から周知の依頼があり ました。

水難事故防止は1年を通じて対策が必要ですが、特に河川利用者が増加する大型連 休期間及び学校等の夏季休業日にかけ、水遊び等を行う幼児児童生徒が増える時期で あり、農業用水路・河川等での事故の多発が懸念されます。

ついては、農林水産省及び国土交通省における取組を十分活用するとともに、改めて下記事項に留意の上、貴校における水難事故防止対策が講じられるようお願いします。

記

≪水難事故防止対策の徹底について≫

- 1 保護者、地域及び関係機関と連携しながら安全点検等を行い、転落等の恐れがある場所、水藻が繁茂している場所、水温の変化や水流の激しい場所等、 危険と思われる箇所の把握を行う。
- 2 池や川等で防護柵がないなど危険な箇所へ絶対に立ち入らないよう指導する。
- 3 天候不良時(急な天候の悪化が予想される時を含む)、体調が悪いときなど水難 事故の恐れが高いときは、釣り、水泳及び水遊び等を行わないよう指導する。
- 4 水遊び等における保護者の付添いを呼びかけるなど、発達段階に応じた安全対策を講じる。

担 当 教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043(223)4091

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長 (公印省略)

水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり、令和5年4月20日付け5教参学第2号で、 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から周知の依頼があり ました。

水難事故防止は1年を通じて対策が必要ですが、特に河川利用者が増加する大型連 休期間及び学校等の夏季休業日にかけ、水遊び等を行う幼児児童生徒が増える時期で あり、農業用水路・河川等での事故の多発が懸念されます。

つきましては、農林水産省及び国土交通省における取組を十分活用するとともに、 改めて、下記事項に留意の上、貴管下の園・学校における水難事故防止対策が講じら れるよう御配意願います。

記

≪水難事故防止対策の徹底について≫

- 1 保護者、地域及び関係機関と連携しながら安全点検等を行い、転落等の恐れがある場所、水藻が繁茂している場所、水温の変化や水流の激しい場所等、 危険と思われる箇所の把握を行う。
- 2 池や川等で防護柵がないなど危険な箇所へ絶対に立ち入らないよう指導する。
- 3 天候不良時(急な天候の悪化が予想される時を含む)、体調が悪いときなど水難 事故の恐れが高いときは、釣り、水泳及び水遊び等を行わないよう指導する。
- 4 水遊び等における保護者の付添いを呼びかけるなど、発達段階に応じた安全対策を講じる。

担当

千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043(223)4091



水難事故防止について、関係機関から協力依頼がありましたので通知します。

5 教参学 第 2 号 令和 5 年 4 月 2 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長 各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長 各都道府県教育委員会専修学校主管課長 専修学校を置く各国立大学法人担当課長 厚生労働省医 政 局 医療 経 営 支 援 課 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男女共同参画共生社会学習·安全課長 安 里 賀 奈 子 (公印省略)

水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について(依頼)

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび農林水産省より「農業用水路及びため池への転落防止の取組実施」について、国土交通省より「河川水難事故防止の取組実施」について、別添のとおり協力依頼がありました。大型連休期間(ゴールデンウイーク)から学校等の夏休み期間にかけて、農業用水路・河川等での事故の多発が懸念されます。各省における別添の取組を、学校における指導の参考にしていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係

電話:03-5253-4111 (内線 2670)

E-mail: anzen@mext.go.jp



5 農振第 30 号 令和5年4月10日

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課長 殿

> 農林水産省 農村振興局整備部 水資源課長 防災課長

農業用水路及びため池への転落事故防止の取組実施についての協力 願い(依頼)

農業用水路、ため池等は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、古来より数多くの施設が築造され、我が国の農業の発展に重要な役割を果たしてきましたが、農村地域の都市化、混住化に伴い、これら施設への転落事故の危険性が増しており、例年ゴールデンウィーク期間から学校等の夏休み期間にかけて、事故件数が多くなっています。

農林水産省では、安全施設の整備費用の補助や施設管理者等への注意喚起を促すことにより、転落事故防止に向けた安全対策を推進してきましたが、依然として痛ましい事故が毎年発生しています。

こうした事故の防止に向けて、施設管理者等による安全対策とともに、関係機関が連携し、地域住民等に対して啓発活動を行うことが重要であると考えています。

農林水産省においては、都道府県、市町村、施設管理者等と連携を図りながら、 転落事故防止に向けた安全対策及び啓発活動に取り組んでまいりますので、貴 省の関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、教育機関と連携した啓発活動の取組事例につきましては、別紙を参照願います。また、全国土地改良事業団体連合会が作成した啓発用ポスターが無償で使用できますので、参考情報を参照願います。

取組事例、リーフレット等の参考情報は、下記 URL から御覧いただけます。

<農林水産省>

- 農業用用排水路における安全管理の手引き(全体版)
 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/attach/pdf/index-13.pdf
- ・農業用用排水路における安全管理の手引き (概要版) https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/attach/pdf/index-5.pdf
- 土地改良施設における安全管理対策について-事例集ー
 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/index.html#jirei
- ・土地改施設における安全管理対策 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/index.html
- ・ため池の安全対策事例集
 https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/index-9.pdf
- ため池 ーため池の安全対策ー
 https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/
- ため池に入るのは危険です (BUZZ MAFF)
 農業用ため池における転落事故防止 PR 動画
 https://www.youtube.com/watch?v=-4bXpH3Qfek

<全国土地改良事業団体連合会>

農業用水利施設の安全対策啓発ポスター
 https://www.inakajin.or.jp/works/support/land/poster